

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月25日
【事業年度】	第34期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	ディーブイエックス株式会社
【英訳名】	DVx Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴崎 浩
【本店の所在の場所】	東京都練馬区小竹町一丁目16番1号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は 「最寄りの連絡場所」で行っております）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区高田二丁目17番22号
【電話番号】	03 - 5985 - 6832（直通）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 宮本 聡
【縦覧に供する場所】	ディーブイエックス株式会社 本社 （東京都豊島区高田二丁目17番22号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第30期	第31期	第32期	第33期	第34期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	31,372,131	35,266,794	38,275,742	40,380,089	44,653,770
経常利益 (千円)	1,460,527	1,491,444	1,346,628	1,331,668	1,123,608
当期純利益 (千円)	1,289,737	1,025,999	856,128	974,181	792,028
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	344,457	344,457	344,457	344,457	344,457
発行済株式総数 (株)	11,280,000	11,280,000	11,280,000	11,280,000	11,280,000
純資産額 (千円)	6,001,847	6,768,258	7,371,354	7,461,960	7,566,549
総資産額 (千円)	15,026,279	16,381,514	17,630,254	18,638,443	20,367,187
1株当たり純資産額 (円)	532.20	600.16	653.64	689.18	735.76
1株当たり配当額 (円)	23.00	23.00	23.00	24.00	24.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	114.36	90.98	75.92	88.46	75.56
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	39.9	41.3	41.8	40.0	37.1
自己資本利益率 (%)	23.5	16.1	12.1	13.1	10.5
株価収益率 (倍)	9.5	14.5	16.6	10.8	12.0
配当性向 (%)	20.1	25.3	30.3	27.1	31.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,311,925	1,152,166	1,205,839	290,272	1,045,392
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	327,010	136,882	266,993	195,215	362,299
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	240,091	295,173	215,830	909,686	746,822
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	4,677,810	5,375,654	6,095,024	5,298,179	5,232,708
従業員数 (人)	252	279	284	302	322
[外、平均臨時雇用者数]	[31]	[32]	[26]	[26]	[26]
株主総利回り (%)	96.5	119.4	116.1	91.4	89.5
(比較指標: 配当込みTOPIX)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	1,480	1,545	1,607	1,500	978
最低株価 (円)	920	1,000	1,182	927	669

(注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用する関連会社が存在しないため記載しておりません。

- 4 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、第30期、第31期、第32期、第33期は潜在株式が存在しないため、第34期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 5 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

2【沿革】

年月	概要
1986年4月	心臓ペースメーカーの販売とフォローアップ業務を目的として、東京都板橋区に(株)ヘルツを設立
1992年3月	東京都練馬区に本店を移転
1997年3月	自社商品拡大のため医療機器輸入会社(有)シー・エム・アイジャパンを子会社化(本店東京都豊島区)
1997年11月	(有)シー・エム・アイジャパンを株式会社に改組
1999年3月	神奈川県横浜市に横浜営業所を開設
2000年5月	東京都豊島区西池袋に本社機能を移設
2001年10月	(株)シー・エム・アイジャパンをディービーエックスジャパン(株)に商号変更し、同社本店を東京都千代田区に移転
2004年2月	ディービーエックスジャパン(株)を吸収合併するとともに、商号を(株)ヘルツからディービーエックス(株)に変更
2006年5月	大阪府大阪市に西日本営業部(現 大阪営業所)、茨城県土浦市に茨城営業所を開設
2006年7月	本社を東京都豊島区高田に移転
2006年8月	北海道札幌市に北海道営業所を開設
2007年1月	東京都板橋区にテクノロジーセンターを開設
2007年4月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
2007年5月	宮城県仙台市に東北営業所(現 仙台営業所)、岩手県盛岡市に盛岡出張所を開設
2007年9月	群馬県前橋市に群馬営業所、東京都八王子市に八王子営業所を開設
2008年5月	福岡県福岡市に九州営業所を開設、大阪営業所を大阪府大阪市中央区に移転
2008年10月	神奈川県横浜市に横浜南営業所を開設
2009年7月	広島県広島市に広島営業所を開設
2009年9月	埼玉県さいたま市に埼玉営業所を開設
2009年11月	広島県福山市に福山出張所(現 福山営業所)を開設
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 東京証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場
2010年6月	(株)メディカルプロジェクトより、医療機器代理店事業部門を譲受し、静岡県静岡市に静岡営業所、静岡県沼津市に沼津営業所、静岡県浜松市に浜松営業所を開設
2010年8月	東京都練馬区に東京営業所を開設
2011年2月	大阪営業所を大阪府大阪市西区に移転
2011年12月	茨城営業所を茨城県つくば市に移転
2012年6月	横浜営業所及び横浜南営業所を横浜営業所として統合
2012年7月	沼津営業所を静岡県沼津市に移転、広島営業所を広島県広島市西区に移転
2012年9月	栃木県下野市に栃木出張所を開設
2013年3月	東北営業所(現 仙台営業所)を宮城県仙台市青葉区に移転
2013年4月	愛知県名古屋市中川区に名古屋営業所を開設、福井県福井市に福井出張所(現 福井営業所)を開設、大阪営業所を大阪府大阪市淀川区に移転
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2013年12月	東京証券取引所市場第二部に上場 福山出張所(現 福山営業所)を広島県福山市紅葉町に移転
2014年2月	東京営業所を東京都豊島区に移転
2014年9月	東京証券取引所市場第一部に上場
2015年1月	宮城県宮崎市に宮崎出張所を開設
2015年9月	沖縄県那覇市に沖縄出張所を開設
2015年10月	テクノロジーセンターを東京都豊島区に移転
2016年9月	名古屋営業所を名古屋市中区に移転
2017年1月	盛岡出張所を閉鎖
2017年3月	静岡営業所を静岡市駿河区に移転
2017年6月	山梨県甲府市に山梨出張所を開設
2017年10月	物流センターを東京都豊島区に移転

年月	概要
2018年 6 月	静岡営業所を静岡市葵区に移転
2018年 8 月	千葉県市川市に千葉営業所を開設
2018年10月	京都府京都市伏見区に京都営業所を開設、茨城営業所を茨城県つくば市に移転
2019年 6 月	宮崎出張所を宮崎県延岡市に移転、九州営業所を福岡県久留米市に移転
2019年 8 月	長野県松本市に長野出張所を開設
2020年 1 月	島根県松江市に島根出張所を開設
2020年 5 月	高知県高知市に高知出張所を開設

3【事業の内容】

当社は、1986年4月の設立以来、「人に優しい医療」への貢献をコンセプトに、循環器疾病分野の医療機器を中心に事業展開しており、医療現場に携わる企業として多くの患者様のQOL（Quality of Life）の向上に貢献していくことを使命としております。

当社の事業内容は商品に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されます。

各事業について次のとおり説明いたします。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報と同一であります。

不整脈事業

不整脈とは、心臓を動かす刺激の発生又は刺激が伝わる伝導路の異常によって心臓のリズムが乱れる疾患のことで、脈が遅くなる徐脈、速くなる頻脈、脈が飛ぶ期外性収縮の3つに分けられます。原因としては、先天的なもの以外に加齢や喫煙、ストレス等によって引き起こされるといわれております。

不整脈事業においては、徐脈、頻脈、期外性収縮の治療に用いる心臓ペースメーカ、アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）、ICD（植込み型除細動器）、検査用電極カテーテルが主力商品となっております。当事業はこれら不整脈の検査・治療のための医療機器を主として関東地域において、医療機器輸入商社及び国内医療機器メーカーから仕入れ、主に医療施設に対し卸売会社として販売しております（販売代理店業）。

現在、当事業においては既に全国展開している虚血事業と連携しながら、東北、北陸、名古屋、中国、九州の各地区を営業強化エリアとし全国展開を推進しております。

当事業においては、主に以下の商品を販売しております。

・心臓ペースメーカ

心臓ペースメーカは、不整脈のうち主に脈が遅くなる「徐脈」を治療する機器です。心臓は洞結節と呼ばれる部位より発生した刺激が伝導経路を伝わり、心筋が収縮することで血液を送り出しています。心臓の刺激を伝える経路が病気により機能しなくなったり、刺激を作り出す洞結節の活動が低下すると心臓の脈拍が少なくなり、時には失神発作を起こしたりします。これが徐脈です。このように心臓の拍動が低下したときに、心臓の代わりに刺激を発生させる機器が心臓ペースメーカで、絶えず心臓を監視しており、設定した最低限の脈拍が出ていれば心臓ペースメーカは作動せず、その人の脈拍が優先される仕組みとなっております。

・ICD（植込み型除細動器）

心臓ペースメーカが徐脈の治療に使用されるのに対し、ICD（植込み型除細動器）は主に「心室頻拍」や「心室細動」と呼ばれる重篤な頻脈の治療に用いられます。心室頻拍とは心臓が異常に速く拍動する不整脈のことで、180～220拍/分（正常は60～100拍/分）という非常に速いリズムで心臓が動くため血液が送り出せず、めまいや失神を起こします。また、心室細動とは心臓が正確なリズムを失って心室が小刻みに痙攣する状態のことで、心臓から血液がほとんど送り出されず意識不明となります。この状態で放置すると死に至るため、一刻も早い処置が必要となります。通常、このような不整脈を止めるには電気ショックパルスを中心とする方法（除細動）しかありません。ICD（植込み型除細動器）はそのような頻脈が発生したとき、それを検知してただちに電気ショックパルスによって止めることを目的に開発された装置です。

・CRT-D（両室ペーシング機能付き植込み型除細動器）

CRT-D（両室ペーシング機能付き植込み型除細動器）は、ICD（植込み型除細動器）の機能に、心不全の治療の一種である心臓再同期療法の機能を併せ持つ商品であります。心臓再同期療法とは、心臓を動かすための電気信号の伝達に障害が発生し、心臓が正常に動作しなくなった場合に、人工的な電気信号を発生させることで心臓を正常に動作させようという治療法です。ICD（植込み型除細動器）に比べて適応範囲が広い商品です。

・電極カテーテル

電極カテーテルは、先端部分に電極が付いた特殊なカテーテルで、主に心臓電気生理学的検査に使用されるものです。心臓電気生理学的検査とは、心腔内に電極カテーテルを挿入し心腔内の様々な部位からの電位記録を取ったり電気刺激を与えたりして、不整脈の詳細な診断や発生メカニズムの解明、重症度の評価、薬剤の効果の判定、心臓ペースメーカやICD（植込み型除細動器）の適応決定などに広く用いられる検査方法です。電極カテーテルは用途に応じて、先端部分の電極数が2極～40極以上、カーブ部分が固定されているタイプや手元操作でカーブが変化するものなど多くの種類があります。

・アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）

アブレーションカテーテル（心筋焼灼術用カテーテル）は、電極カテーテルの一種で、頻脈の原因となる心筋組織を焼灼し根治させるアブレーションといわれる手技に使用されるものです。アブレーション（心筋焼灼術）とは、心腔内に留置したカテーテルに外部から高周波エネルギーを通電し、不整脈の原因となっている部位を焼灼し組織的に壊死させる治療法で、現在、WPW症候群（正常な伝導系以外に別の副伝導路を有することに起因する病気）に対しては確立した治療となっているほか、発作性上室頻拍等でも良好な成績が得られております。

また、心房頻拍や心房粗細動に対しても有効であるケースが増えているなど、従来外科手術の適応となっていた症例だけでなく、薬剤によってコントロールされていた症例にまで適応の幅は広がっております。

・冷凍アブレーションカテーテル

薬剤抵抗性を有する発作性心房細動治療を目的とした新しいエネルギー源である冷凍凝固法を用いたバルーンカテーテルです。バルーンが装着されたアブレーションカテーテルを心房細動のトリガーとなる肺静脈に挿入し、治療を行います。肺静脈隔離が比較的短時間で行われ、合併症発生率が従来より低いことから、今後も広く普及していくことが予測されています。

・心腔内エコーカテーテル

従来の超音波診断装置とは異なり、心臓の中に超音波カテーテルを留置し治療中の心臓内の情報をリアルタイムに得る事が出来るカテーテルです。また、磁気センサー付きの超音波カテーテルは、3Dマッピングシステムとの併用により心臓のリアルタイム3D画像を構築する事が可能です。心腔内超音波カテーテルを用いる事で、治療手技の有効性、安全性の向上が期待されます。

虚血事業

虚血とは、血管の狭窄又は閉塞により組織への血流が不十分もしくは途絶している状態を指します。虚血により引き起こされる虚血性疾患としては、心臓の冠動脈で起こる心筋梗塞や狭心症、脳の血管で起こる脳梗塞等が代表的なものです。原因となる動脈硬化は糖尿病や高血圧、高脂血症等によって進行し、肥満や喫煙、運動不足、ストレスの多い生活等も動脈硬化を促進させるといわれております。

虚血事業においては、虚血性疾患の検査・治療のための医療機器を、国内外の医療機器メーカーより直接仕入れ、主として全国の医療機器販売代理店を経由して医療施設に販売しております（国内総代理店業）。このため、全国主要都市において当事業を中心とした営業拠点を既に展開しております。

なお、国内で医療機器として流通させるためには厚生労働省の薬事承認を取得する必要があるため、当社は有望な医療機器を国内外に見出すためにマーケティングを担当する部署や薬事承認及び品質保証を担当する部署を設置しております。

また、不整脈事業と同様の形態をとり、虚血分野の検査・治療に用いる医療機器を輸入商社や国内医療機器メーカーから仕入れ、販売代理店として医療施設等に販売しているケースもあります。

当事業においては、主に以下の商品を輸入・販売しております。

・エキシマレーザ血管形成システム「CVX-300」（以下「エキシマレーザ」という。）

エキシマレーザは、レーザ光を20～150ns（ns=10億分の1秒）間隔でパルス状に照射し、冠動脈内で石灰化、繊維化したプラーク（ ）を蒸散させ除去する治療機器です。同じレーザの仲間であるYAGレーザや炭酸ガスレーザを利用した血管治療システムは、熱発生があるため治療成績は芳しくありませんが、エキシマレーザは赤外線領域ではなく紫外線領域の波長のため熱発生が少なく、また、到達範囲が0.005mmと非常に限定されるので合併症の発生も少なく良好な結果を得ることができます。エキシマレーザは、冠動脈以外にも末梢血管治療、心臓ペースメーカ及びICD用リード抜去治療にも適用することができます。

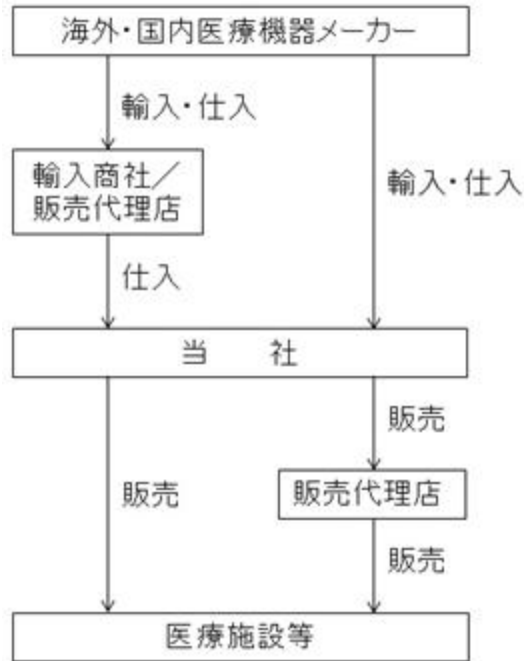
なお、Spectranetics社との間のエキシマレーザ血管形成システム及び関連製品に関する日本国内独占販売契約につきましては2020年12月31日まで延長した上で、製品ごとに2018年12月31日又は2020年12月31日までを国内独占販売期間とすることを合意しております。また、当該製品に関する日本国内における製造販売業の承認につきましては、製品ごとに2019年4月1日又は2020年1月1日をもって株式会社フィリップス・ジャパンに移管いたしました。

プラーク：血管の内壁に徐々に沈着した脂肪（コレステロール）の蓄積物のことです。「アテローム硬化性プラーク」あるいは単純に「プラーク」と呼ばれます。日本語では粥腫（じゅくしゅ）といいます。

その他

「その他」においては、脳神経外科関連商品、一般外科関連商品、消化器関連商品、放射線防護用品等、主力事業である不整脈及び虚血事業に属さない商品の販売を行っております。

事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
322 （26）	37.8	6.5	6,123

セグメントの名称	従業員数（人）
不整脈事業	322 （26）
虚血事業	
その他	
合計	322 （26）

- (注) 1 従業員数は就業人員（執行役員を除き、嘱託社員を含む。）であります。
 2 臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を除き、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4 当社では、報告セグメント毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針

当社は、「生命とQOL（Quality of Life：生活の質）を守る」を経営理念とし、循環器疾病分野の医療機器を中心に高度な専門性を追求し医療現場のニーズに応えることで、「人に優しい医療」へ貢献しながら継続的に成長・発展することを目指しております。

また、透明性の高い健全な企業経営を目指し、適時、公平な情報開示に努めるとともに、コンプライアンスを重視し、広く社会から信頼される経営を目指しております。

(2)経営環境及び経営戦略等

医療機器業界におきましては、超高齢社会の進展による医療ニーズの高まりが予測される一方で、そのことが国民医療費の増大につながることから、今後も医療費抑制策の一環として診療報酬の引き下げや患者負担率の改定、継続的な特定保健医療材料の保険償還価格の引き下げが予測されております。また、医療機器メーカーによる医療施設への直接販売や販売代理店の選別、顧客である医療施設でも共同購入による仕入単価の引下げ等の効率経営推進の動きがすでに見受けられます。このような市場の変化を捉え、当社では販売代理店機能を有する不整脈事業と、国内総代理店機能を有する虚血事業のそれぞれの強みを伸長させるとともに、相乗効果を発揮することで業績の拡大を目指しております。また、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大に対しては、症例数の変動に伴う業績への影響といったリスクの他、顧客ニーズの変化等の不確定要素が存続するとの認識のもと、状況を注視し対策を講じております。

(3)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、安定的に業容の拡大を図ることを経営の基本と考えており、継続的かつ効率的に販売の拡大を図ることを目指しております。そうした観点から、資本効率性の指標として自己資本当期純利益率（ROE）20%以上、収益性の指標として売上高経常利益率4%以上を確保することを目標としております。医療現場のニーズを捉えた商品の導入、高付加価値サービスの提供、管理機能の整備・強化により経営効率を向上させることで、当該目標の達成を目指しております。なお、2020年6月24日付で役員報酬方針を改定し業績連動報酬のKPI（業績評価指標）を定めたことに伴い、収益性の基準を売上高営業利益率4%以上としております。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、継続的な成長を実現していくために、以下の事項を課題と認識しております。

販売拡大

当社は、主力の不整脈事業において、関東地区に特化して営業展開をしてきた経緯から、同地区への売上依存度が非常に高い状況にあります。そのため、さらなる業容拡大を目指すためには、不整脈事業の営業エリアを拡大することが不可欠であるとの認識を持っております。当事業年度においては2019年8月に長野出張所を、2020年1月に島根出張所を開設いたしました。

今後も、不整脈事業の全国展開に向けて、人材育成をはじめとする体制の整備を行い、既存顧客とともに新規顧客の期待に応えられるよう総合的な販売力の強化を図ることで、売上拡大に努めてまいります。

新商品ラインナップの拡充

顧客基盤の構築と新規顧客の開拓には、顧客ニーズにあった医療機器をいち早く、継続的に提案することが必要であると認識しております。そのためには、常に国内外の最新医療情報を把握し新商品の早期の販売権獲得と、迅速な薬事承認の取得が求められるところであります。

特に、虚血事業における主力商品であるエキシマレーザ血管形成システムの独占販売契約期間の終了後も、既存の顧客基盤を維持・深耕していくためには、同事業領域における取扱商品の充実が急務とされているため、マーケティング部門や薬事部門の活動による製品導入の取組みに加え、研究開発部門の機能強化や営業部門の組織強化等により新たな主力商品の育成に取り組んでおります。当事業年度においては自動造影剤注入装置の開発を継続して行いました。

また、医療現場のニーズを反映させた独自企画商品を充実させることで、新規顧客開拓や既存顧客の深耕につながる取組みも継続しており、当事業年度においては、不整脈シミュレーター「EPTレーナー」及び放射線防護カート「ディフェンダーR」、「ディフェンダーL」の販売を開始しました。

利益率の改善

近年においては、顧客である医療機関からは、償還価格の引き下げによる値下げ要請、あるいは医療経営環境改善のための値下げ要請への対応が求められる傾向が継続しており、当社においても一層の効率化や合理化が求められていると認識しております。目標とする売上高経常利益率4%以上を達成するために、仕入先企業との協力関係の構築や、比較的利益率の高い当社独自商品の販売促進への取組みを行っております。

2【事業等のリスク】

当社の経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は本書提出日（2020年6月25日）現在において当社が判断したものでありますが、以下の記載は当社の事業等及び当社株式への投資にかかわるリスクを全て網羅するものではありません。

(1) 医療行政の動向について

現行医療保険制度においては、当社が販売する特定保険医療材料の保険償還価格が定められており、これまで2年に1度実施されていた特定保険医療材料の保険償還価格の改定が2019年10月の消費税率の改定に伴い実施されたほか、2020年4月以降毎年実施されることが見込まれていますが、医療費抑制を目的として償還価格が引き下げられる傾向が継続するものと想定され、その動向は、当社の顧客である医療施設の購買方針や販売価格に直結し、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。2019年10月の改定では、診療報酬本体では0.41%の引き上げ、薬価では0.51%引き下げ、材料価格は0.03%の引き上げとされましたが、当社が扱う医療機器においては半年で1.5%のマイナス影響となっております。販売価格では医療機関のコスト意識の高まりによる値下げ要請や、同一系列病院などで価格の統一が進められている関係で、価格競争の激化が見られていますが、今後、その傾向はますます強まるものと予想されるほか、仕入価格ではメーカーから値上げ要請があるなど、厳しい状況になることが予想されます。このような事業環境のもと、当社といたしましては、比較的利益率の高い独自商品の開発及び販売に注力するほか、引き続き営業力の強化を目指すことで、持続的に業容の拡大を目指してまいりたいと考えております。具体的には、主力の不整脈事業において、引き続き高度な専門性を活かした提案型営業による既存顧客の深耕と新規顧客開拓を行うことで営業エリアの拡大を目指してまいります。更に、メーカーとの関係強化を通じて、仕入コストの低減にも取り組んでまいります。また、虚血事業においては、エキシマレーザ血管形成システム関連製品の販売代理店としてさらなる普及を図ることで、販売拡大を目指します。

(2) 競合等について

当社が属する医療機器業界においては、近年の保険償還価格引き下げ等の影響もあり、医療機器メーカーの医療施設への直販、販売代理店の選別等の動きが一部見られております。また、医療施設側の共同購入等もあり、当業界においては総じて競争が激化する傾向にあります。とりわけ、当社においては、関東地域における売上高の割合が高いため、当該地域において当社が想定した以上に競争が激化し、相対的に当社の競争力が低下した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社におきましては、教育制度の強化を推進することによる専門性の維持・強化とともに自社企画商品による当社の提供する価値の向上、差別化を図っております。また、新規顧客開拓や営業エリアの拡大を推進することにより、特定のエリアや顧客に対する過度な依存度の高まりの回避を図っております。

(3) 仕入リスクについて

当社は、他の医療機器商社及び国内外の医療機器メーカー等から仕入を行っておりますが、当社が主要仕入先と締結している取引契約については、仕入先の買収、合併等の影響やその他の理由により、解約となる、または更新が不可能となる場合があります。当社といたしましては、複数の仕入先の確保等、安定的な商品仕入に努めておりますが、当社が取り扱っている商品の中には代替不能な商品も含まれているため、何らかの事由により商品の仕入に支障が生じた場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 薬事関連法規等の規制について

当社が行う医療機器の開発、製造、輸入及び販売等の事業は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」といいます。）等関連法規の厳格な規制を受けており、事業遂行にあたり「高度管理医療機器等販売業・貸与業」「第一種医療機器製造販売業」「医療機器修理業」の許可及び「医療機器製造業」の登録を受けております。当社はこれらの許可及び登録を受けるための諸条件並びに関連法令の遵守に努めており、現時点において当該許可及び登録が取り消される事由は発生しておりません。しかし、法令違反等によりその許可及び登録が取り消された場合または規制当局から業務停止等の処分を受けた場合には、規制の対象となる商品を回収し、またはその販売を中止することが求められる可能性及び事業を継続できない可能性があり、当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。当社におきましては、統括部門と対象事業所の密な連携を図り、定期的な教育研修を実施すること等により関連法令の遵守、適正な手続きを行っております。

なお、当社が取得しております主な許可及び登録は以下のとおりです。

許可・登録の名称	許可・登録の内容	管轄官庁等	有効期限	主な許可・登録取消 又は業務停止事由	事業所
高度管理医療機器 等販売業・貸与業	医薬品医療機器等 法第39条第1項の 規定により許可さ れた高度管理医療 機器の販売業者又 は貸与業者である こと。	厚生労働省	2024年7月17日 (6年ごとの更新)	行政処分に対する 違反や役員等の欠 格事由に該当した 場合は許可の取消 (医薬品医療機器 等法第75条)	本社他29事業 所
第一種医療機器製 造販売業	医薬品医療機器等 法第23条の2第1 項の規定により許 可された第一種医 療機器製造販売業 者であること。	厚生労働省	2024年1月31日 (5年ごとの更新)	行政処分に対する 違反や役員等の欠 格事由に該当した 場合は許可の取消 (医薬品医療機器 等法第75条)	本社

許可・登録の名称	許可・登録の内容	管轄官庁等	有効期限	主な許可・登録取消 又は業務停止事由	事業所
医療機器製造業	医薬品医療機器等 法第23条の2の3 第1項の規定によ り登録された医療 機器製造業者であ ること。	厚生労働省	2024年1月31日 (5年ごとの更新)	行政処分に対する 違反や役員等の欠 格事由に該当した 場合は登録の取消 (医薬品医療機器 等法第75条の2)	本社他1事業 所
医療機器修理業	医薬品医療機器等 法第40条の2第1 項の規定により許 可された医療機器 修理業者であるこ と。	厚生労働省	2021年7月25日 (5年ごとの更新)	行政処分に対する 違反や役員等の欠 格事由に該当した 場合は許可の取消 (医薬品医療機器 等法第75条)	本社

(注) 高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可及び医療機器製造業の登録は複数の事業所で取り扱っている為、本社の許可及び登録情報に記載してあります。

(5) 医療機器業公正競争規約について

医療機器業公正競争規約は、事業者団体（医療機器業公正取引協議会）が業界の公正な競争秩序を確保することを目的として、景品類の提供に関して定めた規約であります。当該規約は、1998年11月に公正取引委員会の認定を受けて告示されたものであり、自主規制でありながら法的裏付けのある規制となっております。

また、医療機器の適切な使用を確保するため、従来医療施設からの要請に応じて、いわゆる「立会い」業務を行う場合がありますが、2008年4月より医療機器業公正取引協議会が「医療機関等における医療機器の立会いに関する基準」の運用を開始し、「立会い」業務に基準を設けております。

当社においても、2004年9月末に当該規約に準じた「DV×行動ガイドライン」を策定し、社員の行動規範を定め運用をはかる等、社員への教育啓蒙にも努めておりますが、医療機器業公正取引協議会及び公正取引委員会との認識の違いが生じ、入札停止や違約金等の罰則を適用された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況のもと、当社におきましては、全従業員等に対して定期的な研修、テストを実施するとともに、コンプライアンスに関する問い合わせ内容について関連部門間で定期的に共有し、必要に応じて改善を図る等の取り組みを行っております。

(6) 医療事故について

当社は、医薬品医療機器等法において、商品を市場に出荷する「製造販売業」として許可を受けており、社内においては医療機器製造販売業三役（医療機器等総括製造販売責任者・国内品質業務運営責任者・医療機器安全管理責任者）を置き、必要十分な品質管理、安全管理体制を整備しているものと認識しております。しかしながら、万一、製品の不具合に起因する医療事故が発生した場合には、損害賠償請求等の訴訟を提起される可能性があり当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社におきましては、上記の体制のもと十分な品質管理、安全管理を維持するとともに、製造物責任による損害賠償保険を付保することによりリスク移転を図っております。

(7) 販売先の信用状況について

当社は、販売先である医療施設等の取引先に対して債権の回収リスクを負っております。近年においては、診療報酬及び保険償還価格の引き下げ等により、医療施設、医療機器商社を取り巻く環境は厳しくなっているため、当社の販売先の経営の悪化等により、債権の回収が困難となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況のもと、取引先の定期的な信用調査の実施など信用管理の強化に努めておりますが、当事業年度において、販売先の経営破たんにより未回収となっている売上げが2,216千円発生しております。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う環境の変化は、当社の取引先に対しても大きな影響を与えるものと捉え、信用情報及び回収情報を関連部門間で早期に共有し、与信規模に基づく潜在的リスクの大きさに応じた信用管理の一層の強化を行っております。

(8) 医療業界における技術革新について

当社は、循環器系の医療機器の売上高構成比率が高くなっております。そのため、医療業界における革新的な治療技術の開発等、急速な技術の進歩により、医療施設において既存商品の使用頻度が低下した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社におきましては、マーケティング部門を中心に、国内外における最先端の技術開発に関する情報をいち早く把握し、必要に応じた投資や、新製品取引関与に向けた働きかけを積極的に行っております。

(9) 自然災害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大について

当社では、国内外の仕入先から医療機器等を仕入れ、顧客である販売代理店や医療施設に対し販売を行っていることから、大規模な地震や風水害等の自然災害が発生した場合、物流への支障やシステム上の障害により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対して、医療施設において緊急性の低い治療の延期などの対策が執られた場合、当社が医療機器を供給する症例の数が減少すること等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大におきましては、2020年5月31日時点で当社従業員における感染者の発生や事業所の閉鎖等による営業活動の制約は生じていないものの、緊急事態宣言を受けた営業活動自粛のほか、医療施設において上記の対策が執られたことによる販売の減少が生じております。このような状況のもと、当社におきましては、2020年1月31日に新型コロナウイルス対策本部を設置し、顧客、取引先及び従業員の安全を第一に、当社の理念である医療への貢献を継続するための計画の策定等を実施しております。引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響には十分な注意を払いながら、営業活動や商品開発に努め、影響が最小限となるよう取り組んでまいります。

(10) 情報セキュリティ、情報漏洩について

当社におきましては、個人情報保護基本方針及び情報セキュリティ基本方針のもと、法令、規程類に基づく情報管理及び全社横断的な情報セキュリティの確立、導入、運用、監視、維持、改善が実行されておりますが、万一、個人情報や機密情報が外部に漏洩することとなった場合、信用の低下等により当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、今般、新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとし、テレワークなど遠隔での業務や会議の実施が求められ、実行されている状況におきましては、情報管理上のリスクが高まるとの認識のもと、機密情報を取り扱う必要のある業務を特定した上で、取扱い担当者の限定、情報の扱い方法の制限、使用機器における制限等を厳格に行っております。また、個人情報漏洩保険を付保することにより、万一の情報漏洩事故発生時の影響軽減を図っております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用所得環境の改善が続き穏やかな回復基調で推移しましたが、米国の通商政策が与える世界経済への影響や海外情勢の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大による金融資本市場の変動の影響により、先行きは不透明な状況となっております。

医療機器業界におきましては、消費増税、保険償還価格の改定に伴い医療機関からは経営環境改善のため、コスト意識の高まりによる値下げ要請など様々なニーズへの対応が求められ、引き続き厳しい事業環境となっております。

このような情勢のもと、当社では、販売代理店としては既存顧客の深耕と営業エリアの拡大を進めるとともに、仕入先メーカーとのインセンティブ契約の締結など利益率改善にも取り組みました。また総代理店としては独自商品の販売拡大と新材材の獲得に努めることで、業容の拡大を目指してまいりました。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a．財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ1,728,743千円増加し、20,367,187千円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ1,624,155千円増加し、12,800,638千円となりました。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ104,588千円増加し、7,566,549千円となりました。

b．経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高44,653,770千円（前期比10.6%増）、営業利益1,115,780千円（同9.8%減）、経常利益1,123,608千円（同15.6%減）当期純利益792,028千円（同18.7%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

不整脈事業は、売上高38,748,516千円（前期比9.5%増）、セグメント利益4,392,207千円（同3.1%増）となりました。

虚血事業は、売上高3,983,473千円（前期比9.2%増）、セグメント利益859,973千円（同20.7%減）となりました。

その他は、売上高1,921,779千円（前期比44.0%増）、セグメント利益282,527千円（同52.0%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動による資金の獲得1,045,392千円、投資活動による資金の支出 362,299千円、財務活動による資金の支出 746,822千円等により、前事業年度末と比較して 65,471千円減少し、5,232,708千円（前期比1.2%減）となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税引前当期純利益1,096,912千円に加え、減価償却費282,904千円、仕入債務の増加1,781,192千円等の収入要因があった一方、売上債権の増加 1,266,131千円、たな卸資産の増加 466,555千円、法人税等の支払額 516,570千円等の支出要因により、1,045,392千円の資金の獲得（前期は290,272千円の資金の獲得）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有形固定資産の取得による支出 367,956千円等の支出要因により、362,299千円の資金の支出（前期は195,215千円の資金の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

自己株式の取得による支出 431,771千円、配当金の支払額 259,251千円等の支出要因により、746,822千円の資金の支出（前期は 909,686千円の資金の支出）となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社の事業は、商品の仕入販売であり、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 仕入実績

当事業年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
不整脈事業(千円)	34,554,338	10.0
虚血事業(千円)	3,350,088	25.2
報告セグメント計(千円)	37,904,426	11.2
その他(千円)	1,624,065	43.5
合計	39,528,492	12.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当社の事業形態は、原則として受注と販売が同時に発生するため、記載を省略しました。

d. 販売実績

当事業年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前期比(%)
不整脈事業(千円)	38,748,516	9.5
虚血事業(千円)	3,983,473	9.2
報告セグメント計(千円)	42,731,990	9.4
その他(千円)	1,921,779	44.0
合計	44,653,770	10.6

(注) 1 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エム・シー・ヘルスケア株式会社	4,184,353	10.4	5,067,144	11.3

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の当事業年度の財政状態及び経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社は安定的に業容の拡大を図ることを経営の基本と考えており、継続的かつ効率的に販売の拡大を図ることを目指しております。そうした観点から、資本効率性の指標として自己資本当期純利益率（ROE）20%以上、収益性の指標として売上高経常利益率4%以上を確保することを目標としておりますが、比較的利益率の高かった自動造影剤注入装置の取り扱い終了や保険償還価格の改定に伴う医療機関からの値下げ要請や仕入先メーカーからの値上げ要請に伴い両指標とも低下傾向にあります。当事業年度における自己資本当期純利益率（ROE）は10.5%（前期比2.6ポイント低下）であり、売上高経常利益率は2.5%（前期比0.8ポイント低下）となりました。

医療現場のニーズを捉えた商品の導入、高付加価値サービスの提供、管理機能の整備・強化により経営効率を向上させることで、これらの指標について達成出来るよう取り組んでまいります。

1) 財政状態

・流動資産

当事業年度末における流動資産の残高は、前事業年度末と比較して1,620,113千円増加し、18,831,681千円となりました。その主な要因は、現金及び預金は65,471千円減少しましたが、売掛金が1,116,144千円、電子記録債権が261,335千円、商品が411,322千円増加したこと等によるものです。

・固定資産

当事業年度末における固定資産の残高は、前事業年度末と比較して108,630千円増加し、1,535,505千円となりました。その主な要因は、車両運搬具が39,349千円、工具、器具及び備品が103,681千円増加したこと等によるものです。

・流動負債

当事業年度末における流動負債の残高は、前事業年度末と比較して1,687,335千円増加し、12,373,959千円となりました。その主な要因は、未払法人税等が209,000千円減少しましたが、買掛金が1,781,192千円、未払消費税等が73,583千円増加したこと等によるものです。

・固定負債

当事業年度末における固定負債の残高は、前事業年度末と比較して63,179千円減少し、426,678千円となりました。その主な要因は、役員退職慰労引当金が56,804千円減少したこと等によるものです。

・純資産

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末と比較して104,588千円増加し、7,566,549千円となりました。その主な要因は、当期純利益により792,028千円増加する一方、自己株式の取得により431,771千円、配当金の支払いにより259,857千円減少したことによるものです。

2) 経営成績

・売上高

当事業年度の売上高は44,653,770千円（前期比10.6%増）となりました。これは主に、不整脈事業において、高度な専門性を活かした提案型営業による既存顧客に対するサービスの充実に努めるとともに、新規顧客の開拓に注力し、アブレーション（心筋焼灼術用）治療用カテーテル類や検査用電極カテーテル等の主力商品の販売が好調に推移したことによるものです。

・売上原価

当事業年度の売上原価は39,119,061千円（前期比12.3%増）であります。これは主に、売上高の増加に伴う仕入高の増加のほか、仕入先メーカーからの値上げ要請への対応によるものです。

・販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は4,418,928千円（前期比2.9%増）となりました。これは主に、業容拡大に伴う人件費や営業活動経費の増加によるものであります。販売費及び一般管理費の総額は増加しておりますが、効率化や生産性の向上に取り組んだ結果、当事業年度における売上高販管費比率は9.9%（前事業年度は10.6%）となりました。

・営業外損益

営業外損益は、前事業年度の94,456千円の利益（純額）から7,828千円の利益（純額）へと86,628千円利益（純額）が減少しました。これは、前事業年度は受取保険金78,143千円、為替差益14,612千円等が発生していましたが、当事業年度は受取保険金が7,368千円等が発生したことによるものです。

・特別損益

特別損益は、前事業年度の16,400千円の利益（純額）から26,695千円の損失（純額）へと43,096千円利益（純額）が減少しました。これは、前事業年度は投資有価証券評価益が21,739千円発生していましたが、当事業年度は減損損失27,080千円等が発生したことによるものです。

・当期純利益

当期純利益は、上記の結果、前事業年度の974,181千円から18.7%減少して792,028千円となりました。

当社の経営成績に重要な影響を与える要因として、市場動向等があります。

市場動向につきましては、これまで2年に1度実施されていた特定保険医療材料の保険償還価格の改定が2019年10月の消費税率の改定に伴い実施がされたほか、2020年4月以降は毎年実施されることが見込まれています。

2019年10月の改定では、診療報酬本体では0.41%の引き上げ、薬価では0.51%引き下げ、材料価格は0.03%の引き上げとされておりましたが、当社が取扱う医療機器では半年で約1.5%のマイナス影響となりました。

2020年4月の改定では、診療報酬本体では0.55%の引き上げ、薬価では0.99%引き下げ、材料価格は0.02%の引き下げとされておりますが、当社が取扱う医療機器では1.0%程度のマイナス影響と見込んでおります。

また、販売価格では医療機関のコスト意識の高まりによる値下げ要請や、同一系列病院などで価格の統一が進められている関係で、価格競争の激化が見られていますが、今後、その傾向はますます強まるものと予想されるほか、仕入価格ではメーカーから値上げ要請があるなど、厳しい状況になることが予想されます。

このような事業環境のもと、当社といたしましては、比較的利益率の高い独自商品の開発及び販売に注力するほか、引き続き営業力の強化を目指すことで、持続的に業容の拡大を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、主力の不整脈事業において、引き続き高度な専門性を活かした提案型営業による既存顧客の深耕と新規顧客開拓を行うことで営業エリアの拡大を目指してまいります。更に、メーカーとの関係強化を通じて、仕入コストの低減にも取り組んでまいります。

また、虚血事業においては、エキシマレーザ血管形成システム関連商品の国内総代理店としての独占販売期間延長交渉を進めるとともに、販売代理店としてさらなる普及を図ることで、販売拡大を目指します。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、2020年3月以前は、一部の医療施設において症例数の減少がみられるも、全社的な影響は軽微でした。2020年4月以降は重篤で緊急性が高い治療が確実に行われる体制を維持するために、待機的な治療など緊急性の低い治療については可能な限り延期とするなどの対策が執られていることから、当社が医療機器を供給する症例数が一時的に減少し、足元の売上に影響を与えております。

セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

不整脈事業

不整脈事業の売上高は、高度な専門性を活かした提案型営業による既存顧客に対するサービスの充実に努めるとともに、新規顧客の開拓にも注力した結果、アブレーション（心筋焼灼術用）治療用カテーテル類や検査用電極カテーテル等の主力商品の販売数量が増加したことから、前期比9.5%増の38,748,516千円となりました。

セグメント利益は、売上高の増加に伴う利益の増加のほか、メーカーとの協力関係強化によるインセンティブの獲得により、前期比3.1%増の4,392,207千円となりました。

虚血事業

虚血事業の売上高は、販売代理店としての販売が増加したほか、国内総代理店として取り扱っているエキシマレーザ関連商品の販売が堅調に推移したことから、前期比9.2%増の3,983,473千円となりました。

セグメント利益は、移管業務委託収入が減少したことから、前期比20.7%減の859,973千円となりました。

その他

その他の売上高は、外科、脳外科関連商品等が好調に推移したことほか、自社企画品も堅調に推移したことから、前期比44.0%増の1,921,779千円となりました。

セグメント利益は、売上高の増加に伴う利益の増加により、前期比52.0%増の282,527千円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社の当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

また、キャッシュ・フロー関連指標の推移は、以下のとおりであります。

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
自己資本比率(%)	39.9	41.3	41.8	40.0	37.1
時価ベースの自己資本比率(%)	81.4	91.1	80.8	55.5	45.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(年)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.0
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	2,254.9	3,922.2	3,812.2	790.2	5,373.7

(注)1 各指標は以下の計算式により算出しております。

- ・自己資本比率：自己資本 / 総資産
- ・時価ベースの自己資本比率：株式時価総額 / 総資産
- ・キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債 / 営業キャッシュ・フロー
- ・インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー / 利払い

2 株式時価総額は自己株式を除く発行済株式数をベースに計算しております。

3 営業キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを利用しております。有利子負債は貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象にしております。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、次のとおりであります。

1) 資金需要

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入代金の支払資金のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用の支払資金であります。営業費用の主なものは人件費及び営業活動のための旅費交通費であります。

2) 財務政策

当社の運転資金及び設備投資資金等については、主として営業活動から得られるキャッシュ・フローを源泉とする内部資金を充当するほか、借入等による資金調達を行っております。

2020年3月31日現在の長期借入金残高は31,205千円(うち、1年内返済予定の長期借入金29,527千円)、現金及び現金同等物の残高は5,232,708千円、純資産は7,566,549千円(自己資本比率37.1%)となっており、将来資金に対して十分な財源及び流動性を確保しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、採用する重要な会計方針は、第5 [経理の状況] 1 [財務諸表等]の「重要な会計方針」に記載しております。

この財務諸表の作成にあたって、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 追加情報」に記載のとおりであります。

a . 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しておりますが、得意先の財政状態が悪化し、支払能力が低下した場合には、追加引当が必要になる可能性があります。

b . 繰延税金資産

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

c . 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しておりますが、割引率など数理計算上で設定される前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

d . 固定資産の減損

当社は、主として営業部を基礎として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては、「固定資産の減損に係る会計基準」等に従い慎重に検討を行っておりますが、事業計画や経営環境等の前提条件の変化により、投資額の回収が見込めなくなった場合には、将来追加で減損処理が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当事業年度においては、医療機器および周辺機器等の研究開発を行っており、研究開発費の総額は158,230千円となっております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は377,382千円（無形固定資産への投資5,113千円、長期前払費用16,817千円を含んでおります。）で、その主なものは、レンタル用機器及び営業用デモ・バックアップ機に係る投資であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、本社を含めて国内に26ヶ所の営業所及び出張所を有しているほか、研修センター及び物流センター、テクノロジーセンターを設けております。

以上のうち、2020年3月31日現在における主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容 (取扱業務)	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物及び構 築物	車両 運搬具	工具、 器具及び備 品	ソフト ウェア	合計	
本社 (東京都豊島区)	不整脈事業 虚血事業 その他	事務所及び倉庫 (全社管理)	8,271	7,052	144,706	12,468	172,498	71 (4)
東京営業所 (東京都豊島区)	不整脈事業 虚血事業 その他	事務所 (営業)	3,665	1,023	92,107	-	96,795	29 (3)

(注) 1 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

2 上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	従業員数 (名)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都豊島区)	事務所及び倉庫(全社管理)	71 (4)	53,142

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は、次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,000,000
計	44,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,280,000	11,280,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	11,280,000	11,280,000		

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	管理職 74
新株予約権の数(個)	1,551 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 155,100 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり839 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年8月1日 至 2023年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資金組入額(円)	発行価格 934 (注)3 資金組入額 467
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 4. 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株となります。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格は、新株予約権の払込金額839円と新株予約権の付与時における公正な評価単価95円を合算しております。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の取り決めに準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記表中「新株予約権の行使時の払込金額」を調整して得られる再編後行使価額に、上記注(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記表中の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から上記表中「新株予約権の行使期間」の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とします。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他の新株予約権の行使の条件
 上記表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
 - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2014年4月1日 (注)	5,640,000	11,280,000		344,457		314,730

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	15	19	54	53	9	5,871	6,021	-
所有株式数 (単元)	-	9,626	734	38,923	14,574	466	48,457	112,780	2,000
所有株式数 の割合(%)	-	8.54	0.65	34.51	12.92	0.41	42.97	100	-

(注) 1 自己株式1,002,644株は、「個人その他」に10,026単元及び「単元未満株式の状況」に44株含まれておりま
す。

2 百分率について、小数点3位以下を四捨五入し切り上げており、「計」欄の調整を行っております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式数の 割合(%)
株式会社MSS	東京都新宿区下落合三丁目16番1号	3,329,600	32.40
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	661,000	6.43
光通信株式会社	豊島区西池袋一丁目4番10号	488,900	4.76
若林 稲美	東京都三鷹市	322,000	3.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品 川インターシティA棟)	275,200	2.68
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	210,500	2.05
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN ABFOR HEALTHINVEST SMALL AND MICROCAP FD (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	BIBLIOTEKSGATAN 29 11435 STOCKHOLM SWEDEN (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	210,200	2.05
宮川 元	愛知県安城市	171,000	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	150,000	1.46
若林 豪	東京都三鷹市	147,000	1.43
若林 笑美	東京都武蔵野市	147,000	1.43
若林 真美	東京都小金井市	147,000	1.43
計		6,259,400	60.90

- (注) 1 主要株主でありました若林誠氏(2019年1月5日逝去)につきましては、前事業年度末において名義書換未了であったため、株主名簿上の名義で記載しておりましたが、名義書換が完了したため、当事業年度末現在では株主名簿に記載されておられません。
- 2 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式のうち信託業務に係る株式数は210,500株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分10,200株、投資信託設定分136,200株、その他信託分64,100株となっております。
- 3 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式のうち信託業務に係る株式数は150,000株であります。なお、それらの内訳は、その他信託分150,000株となっております。

(7)【議決権の状況】
 【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,002,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,275,400	102,754	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 2,000	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	11,280,000	-	-
総株主の議決権	-	102,754	-

(注) 単元未満株式数には、当社所有の自己株式44株が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ディービーエックス株式会社	東京都練馬区小竹町 一丁目16番1号	1,002,600	-	1,002,600	8.89
計		1,002,600	-	1,002,600	8.89

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年8月14日)での決議状況 (取得期間 2019年8月15日~2019年8月15日)	550,000	431,750,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	550,000	431,750,000
残存議決株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	23	21,965
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数	1,002,644		1,002,644	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、今後の事業展開のために必要な内部留保資金を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、業績に対し公平な配当を実現するため、年1回の期末配当を行うことを基本方針としております。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり24円(配当性向 31.8%)の普通配当を実施することを決定いたしました。

決議年月日	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)
2020年5月15日 取締役会	246,656	24

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの充実、当社の最重要課題の一つであります。経営執行過程において取締役会
の意思決定機能・監督機能、監査等委員会の監査機能及び社内組織・業務分掌における牽制機能などを有効に
発揮させることによって、経営の健全性、公平性、透明性の向上に継続的に取り組む方針であります。併せて
適時的確な情報開示を行うとともにトップマネジメントによる積極的なIR活動を行う他、ステークホルダー
に対する説明責任を果たしていくことによって、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

会社の機関の概要

当社は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行等を内容と
する定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行
しました。本書提出日(2020年6月25日)における当社の機関の概要は、次のとおりです。

<取締役会>

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役4名)により構成されております。取締役会規程に基づき、定
時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、経営における重要事項についての決定を行
い、業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

構成員は、代表取締役 柴崎浩(議長)、取締役 鍋谷正行、取締役 平能直弘、取締役 宮本聡、取締
役 東俊彦、社外取締役 村松光春、社外取締役 堂垣内重晴、取締役(監査等委員) 戸田幸子、社外取
締役(監査等委員) 中村眞一、社外取締役(監査等委員) 野島透であります。

<監査等委員会>

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)により構成されており、各部署を
監査し、取締役の職務執行状況を監査できる体制をとっております。監査等委員会規程に基づき、定時監査
等委員会を月1回、臨時監査等委員会を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について報告を
受け、協議を行い、又は決議を行っております。また、常勤監査等委員は経営会議その他の社内重要会議へ
出席することとしております。

構成員は、常勤監査等委員である取締役 戸田幸子、監査等委員である社外取締役 中村眞一、監査等委
員である社外取締役 野島透であります。

<指名・報酬諮問委員会>

指名・報酬諮問委員会は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、客観的な視点を持つ諮問機関を
通じて、指名・報酬決定プロセスの透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として2020年6月24日付で任
意に設置いたしました。指名・報酬諮問委員会規程に基づき、取締役の選解任や取締役の評価・報酬額等
について審議いたします。

構成員は、代表取締役社長 柴崎浩、監査等委員である社外取締役 中村眞一、監査等委員である社外取
締役 野島透であります。

監査等委員会移行前の監査役会の監査の状況については「(3)監査の状況」に記載しています。

<経営会議>

経営会議は、業務執行取締役、執行役員、常勤監査等委員及び議長(取締役社長)が必要と認められた者で構
成されております。原則として月1回開催しており、取締役会及び代表取締役の諮問機関として位置づけら
れ、経営に関する重要事項、全社あるいは各部門の経営課題等について審議しております。

構成員は、代表取締役社長 柴崎浩(議長)、取締役 鍋谷正行、取締役 平能直弘、取締役 宮本聡、
取締役 東俊彦、取締役(監査等委員) 戸田幸子、執行役員 中野和行、執行役員 中井秀樹、執行役
員 内田好則、執行役員 波多野剛、執行役員 永田毅、財務経理部長 諏訪聡志、内部監査室長 宮川猛
であります。

<リスク・コンプライアンス委員会>

リスク・コンプライアンス委員会は、内部統制、リスク管理、コンプライアンス推進を統一的に管理し、
有効に機能させるため、常設機関として設置され、取締役会の諮問機関として業務を行っております。リス
ク・コンプライアンス委員会は事業遂行に関わる様々なリスクを特定、評価し、各部門に適切に対応させる
ことにより、リスクに対する共通認識のもと、全体的なリスク管理を実施し、もってリスク顕在化による被
害・損害の最小化を図っております。また、リスク・コンプライアンス委員会はコンプライアンス及び不正
行為等に関するリスク評価を踏まえ、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的な取組みを策定
しております。リスク・コンプライアンス委員会は、委員長を取締役又は執行役員である者の中から取締役
会が選任し、各部門の責任者を委員として構成されております。

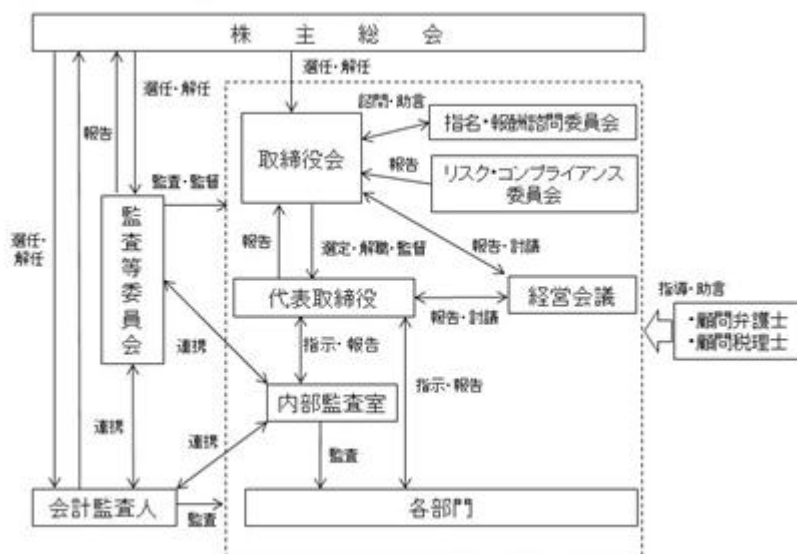
構成員は、代表取締役社長 柴崎浩(委員長)、取締役 鍋谷正行、取締役 平能直弘、取締役 宮本
聡、取締役 東俊彦、執行役員 中野和行、執行役員 内田好則、執行役員 永田毅、財務経理部長 諏訪

聡志、内部監査室長 宮川猛、経営管理部長 牧田充啓、人事部次長 田原高弘、バスキュラー営業部技術サービス課長 檜山智、業務部事務企画課長 坂口哲也であります。

<会計監査人>

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で、監査契約を締結しております。

会社の機関・内部統制の関係を分かりやすく図示すると下記のとおりです。
 (本書提出日(2020年6月25日)現在)



現状のコーポレート・ガバナンスを選択している理由

取締役職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を高め、更なる監視体制の強化を通じて一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、社外取締役4名を含む取締役会と社外取締役2名を含む監査等委員会が、連携して各取締役の業務執行状況を監督・監査するという現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。それぞれの社外取締役に対しては、一般株主の利益を確保する独立役員として、豊富な経験や幅広い見識に基づく助言による健全かつ効率的な経営の推進、会計や法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監査とチェック機能を期待しております。

企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況

当社は、当社における内部統制システムの整備・運用につきましては、以下のとおり基本方針を定めております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であると認識し、取締役及び使用人が、法令、定款及び社内規程、業界の自主ルール等の遵守はもとより、企業人として企業理念、社会規範、倫理に即して行動するための規範として「コンプライアンス・マニュアル」「DV×行動ガイドライン」を制定し、周知徹底を図る。
- (2) リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス及び不正行為を含むリスク評価を行うとともに、コンプライアンス体制の確立・推進を目的とした全社的取組みを策定する。
- (3) コンプライアンスの徹底を図るため、経営管理部長が、コンプライアンスへの取組みを横断的に統括し、教育及び周知を行う。
- (4) 使用人による職務の遂行が法令等に違反することなく適切にされているかをチェックするため、内部監査室が、業務監査を実施し、監査内容を代表取締役及び取締役会に報告する。
- (5) 内部通報規程に基づき、法令等に違反する行為又は反倫理行為を通報する制度を策定し、利用促進を図る。
- (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議での意思決定に関する記録や、取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報（電磁的記録を含む）は、法令、情報セキュリティ規程に従い、適切に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会にて、当社の成長規模、市場の変化等を考慮し、組織横断的にリスク管理を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務執行が適切かつ効率的に行われるよう取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定め、権限・責任の明確化を図る。
 - (2) 取締役会は、年度計画、中期経営計画に基づき各担当取締役及び執行役員に対しその進捗状況についての報告を求め、発生した課題等に対して協議を行い、必要な対策を講じる。
 - (3) 代表取締役及び各部門を所管する取締役及び執行役員により、経営会議を定期的開催し、経営上必要な事項や職務執行上の問題点について協議を行う。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には親会社及び子会社の何れも存在しないため定めない。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査等委員会は、職務の実効性を高めるため常勤の監査等委員を置く。また、監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、補助する使用人を置く。
7. 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の監査業務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を必要とする。当該使用人は、監査業務の範囲においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮を外れ、監査等委員の指示に従い業務を行う。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対し以下の場合について迅速な報告を行う。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合
 - ・取締役の職務遂行に関する不正の行為を発見した場合
 - ・法令又は定款に違反する重要な事実を発見した場合
 - (2) 上記(1)のほか、当社は、内部通報規程に基づく通報制度を設けており、取締役及び使用人は、違法行為等を内部監査室又は社外監査等委員に報告することができる。
 - (3) 取締役は、取締役会において担当職務の執行の状況を報告する。
 - (4) 上記(1)乃至(3)にかかわらず、監査等委員会は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
10. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。
11. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、代表取締役と会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について相互認識を深めるため、定期的に意見交換を行う。
 - (2) 監査等委員会は、内部監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、内部監査室及び会計監査人と定期的な意見交換を行い、緊密な連携を保つ。
12. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するとともに、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものとする。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は次のとおりです。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意又は重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

監査受嘱者の行為が の要件を充足するか否かについては、監査委嘱者がこれを判断し、速やかに監査受嘱者に結果を通知するものとしております。

取締役の定数

当事業年度末時点において、当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めておりました。本書提出日（2020年6月25日）現在は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

a 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

b 取締役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）及び会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任を、法令に定める限度額の範囲内で免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果しうる環境を整備することを目的とするものであります。

c 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

d 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、より機動的な配当政策及び資本政策を図ることを可能とするためであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項による株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性1名 (役員のうち女性の比率10.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	柴崎 浩	1965年 4 月23日	1986年 8 月 松永歯科医院入社 1991年 8 月 (株)ヘルツ入社 1998年12月 営業部長 2003年 1 月 取締役営業本部長 2004年 2 月 (株)ヘルツとディービーエックスジャパン (株)の合併により当社取締役ヘルツ事業部 長 2007年 6 月 執行役員ヘルツ事業本部長 2010年 4 月 執行役員営業統括本部長 2010年 6 月 取締役執行役員営業統括本部長 2012年 4 月 取締役 (営業担当) 2015年 4 月 取締役 (営業及びマーケティング担当) 執行役員 2017年 4 月 取締役 (不整脈営業担当) 執行役員 2017年 6 月 常務取締役 (不整脈営業担当) 執行役員 2018年 4 月 常務取締役 (不整脈営業担当) 2018年 6 月 取締役副社長 (不整脈営業担当) 2019年 4 月 代表取締役副社長 2019年 6 月 代表取締役社長 (現任)	(注) 4	46,200

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	鍋谷 正行	1958年4月27日	1985年4月 (株)ノーバス入社 1986年10月 (株)ヘルツ入社 1995年6月 取締役営業部長 2004年2月 (株)ヘルツとディービーエックスジャパン (株)の合併により当社専務取締役経営企画 室長 2008年4月 専務執行役員総務人事本部長 2010年4月 執行役員静岡特別プロジェクト長 2011年6月 取締役執行役員静岡特別プロジェクト長 2012年4月 取締役(マーケティング及び薬事・品質 保証担当) 2013年6月 取締役(マーケティング及び薬事・品質 保証担当)執行役員 2014年4月 取締役(マーケティング、薬事・品質保 証及び技術担当)執行役員 2015年4月 取締役(薬事・品質保証及び技術担当) 執行役員 2015年12月 取締役(薬事・品質保証及び技術担当) 執行役員薬事・品質保証部長 2016年4月 取締役(薬事・品質保証及び技術担当) 執行役員 2017年4月 取締役(虚血営業、新製品営業、薬事・ 品質保証及び技術担当)執行役員 2018年2月 取締役(虚血営業、新製品営業、薬事・ 品質保証及び技術担当)執行役員薬事・ 品質保証部長 2019年4月 取締役(バスキュラー営業、新製品営業 及び薬事・品質保証担当)執行役員薬 事・品質保証部長 2019年6月 常務取締役(総代理店事業及び開発製品 事業担当)執行役員薬事・品質保証部長 2019年10月 常務取締役(総代理店事業及び開発製品 事業担当)執行役員 2020年6月 取締役(総代理店事業及び開発製品事業 担当)常務執行役員(現任)	(注)4	49,900
取締役 執行役員	平能 直弘	1967年1月16日	1990年4月 (株)大和銀行(現 (株)りそな銀行)入行 1999年11月 フォレックスバンク(株)入社 2002年3月 (株)ウイン・インターナショナル入社 2010年11月 当社入社 2011年4月 総務人事部長 2012年4月 執行役員経営管理部長 2015年6月 取締役(経営管理及び情報開示担当)執 行役員経営管理部長 2018年4月 取締役(経営管理及び人事担当)執行役 員(現任)	(注)4	1,600
取締役 執行役員 業務部長	宮本 聡	1959年5月24日	1983年4月 野村証券(株)入社 2013年8月 当社入社 2014年4月 内部監査室長 2018年4月 執行役員 2018年6月 取締役(財務経理及び業務担当)執行役 員 2019年4月 取締役(財務経理及び業務担当)執行役 員業務部長(現任)	(注)4	800
取締役	東 俊彦	1966年2月13日	1989年4月 有限会社サーカス入社 1989年9月 株式会社アクロス入社 1994年1月 株式会社ヘルツ(現当社)入社 2006年4月 ヘルツ事業部第二営業部長 2007年10月 ヘルツウエスト営業本部長 2009年4月 執行役員 ヘルツウエスト営業本部長 2010年4月 執行役員 営業統括本部ヘルツ営業本部長 2012年4月 執行役員 2019年6月 取締役(販売代理店事業担当)(現任)	(注)4	400

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	村松 光春	1953年 1月14日	1978年 9月 アーサーヤング会計事務所入所 1985年 9月 ㈱ハッピー商会取締役 1985年 9月 村松公認会計士事務所開設 同事務所代表(現任) 1988年 3月 ㈱ハッピー商会代表取締役(現任) 2007年 6月 当社取締役(現任) 2015年 3月 GLOVACC㈱設立 同社代表取締役(現任)	(注) 2、4	-
取締役	堂垣内 重晴	1949年 5月11日	1973年 4月 ㈱三菱銀行(現 ㈱三菱UFJ銀行)入行 2003年 5月 ㈱テクノ菱和入社 2003年 6月 同社取締役 2007年 1月 同社常務取締役 2014年 4月 同社専務取締役 2015年 6月 ㈱アサント取締役(現任) 2015年 6月 当社取締役(現任) 2015年 6月 ㈱たち吉代表取締役専務(現任)	(注) 2、4	1,100
取締役 (監査等委員)	戸田 幸子	1956年 2月12日	1983年 1月 ㈱テンポラリーセンター入社 1986年 4月 ㈱ヘルツ入社 1995年 6月 経理部部长 2001年 6月 取締役管理本部長 2004年 2月 ㈱ヘルツとディービーエックスジャパン ㈱の合併により当社取締役管理本部長 2006年 6月 取締役執行役員管理本部長 2010年 4月 取締役執行役員内部監査室長 2014年 4月 取締役(内部監査担当) 2014年 6月 常勤監査役 2020年 6月 取締役(監査等委員)(現任)	(注) 5	134,400
取締役 (監査等委員)	中村 眞一	1949年12月10日	1979年 4月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県 弁護士会)) 1980年 4月 横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会) 司法修習委員会委員 日本弁護士連合会 人権擁護委員会刑事 疫学問題調査特別委員会委員 1981年 1月 千駄ヶ谷総合法律事務所入所(東京弁護士 会) 1995年 4月 コスモス法律事務所開設 同事務所代表 (現任) 1999年 5月 ㈱コモダエンジニアリング監査役(現 任) 2008年 6月 当社監査役 2013年 2月 ㈱情報センター出版局取締役(現任) 2020年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2、5	-
取締役 (監査等委員)	野島 透	1960年10月13日	1985年 4月 鈴木税理士事務所入所 1992年11月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あ ずさ監査法人)入社 2002年 7月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法 人)社員 2009年 7月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法 人)代表社員 2019年 7月 野島透公認会計士事務所所長(現任) 2020年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 2、5	-
計					234,400

(注) 1 2020年6月24日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2 村松光春、堂垣内重晴、中村眞一及び野島透は、社外取締役であります。

3 当社では経営執行の公正性、透明性をはかり、経営と業務執行を分離するため2004年7月より執行役員制度を導入しております。現執行役員は8名であり、上記の執行役員を兼務する取締役3名を除く5名は次のとおりであります。

執行役員技術研究担当 中野和行、執行役員営業担当 中井秀樹、執行役員営業及び営業推進担当 内田好則、執行役員営業担当 波多野剛、執行役員マーケティング及び薬事・品質保証担当 永田毅

4 2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 2020年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 6 当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことによる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
鈴木 乃里子	1957年12月29日	1981年3月 監査法人中央会計事務所入所 1989年3月 中央クーパーズ・アンド・ライブラント国際税務事務所(現 PwC税理士法人)入所 1992年10月 監査法人朝日新和会計社(現 有限責任あずさ監査法人)入社 2015年10月 鈴木乃里子公認会計士事務所所長(現任) 2020年4月 フロンティア不動産投資法人監督役員(現任)	

社外役員の状況

当社の社外取締役は4名(うち監査等委員は2名)であります。

社外取締役 村松光春氏は株式会社ハッピー商会及びGLOVACC株式会社の代表取締役として直接会社経営に関与されているばかりでなく、公認会計士、税理士として多数の企業監査にたずさわってきた専門的な知識・経験を当社の経営に生かして頂けることが可能と考えており、当社の社外取締役として適任と判断しております。当事業年度においてGLOVACC株式会社と当社との間に取引が生じましたが、その取引金額は100万円未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はなく、当社との間に人的関係、資本関係はございません。なお、当社との間に特別な利害関係がなく、特定関係事業者等でもなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないので、当社の独立役員に指定されております。

社外取締役 堂垣内重晴氏は、株式会社たち吉の代表取締役専務として直接会社経営に関与されているばかりでなく、豊富な経験や幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として適任と判断しております。また、当社との間には人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はございません。なお、当社との間に特別な利害関係がなく、特定関係事業者等でもなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないので、当社の独立役員に指定されております。

社外取締役(監査等委員) 中村眞一氏は、弁護士として培われた専門知識や経験等を有しており、当社の社外取締役として適任と判断しております。また、当社との間には人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はございません。なお、当社との間に特別な利害関係がなく、特定関係事業者等でもなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないので、当社の独立役員に指定されております。

社外取締役(監査等委員) 野島透氏は、公認会計士として培われた専門知識や経験等を有しており、当社の社外取締役として適任と判断しております。また、当社との間には人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はございません。なお、当社との間に特別な利害関係がなく、特定関係事業者等でもなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないので、当社の独立役員に指定されております。

社外取締役は、取締役会又は監査等委員会において豊富な専門知識と経験に基づいた発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する機能及び役割を担っております。

当社は、監査等委員である社外取締役が会計監査人や内部監査室と意見交換等を通じて連携をはかることで、十分な監査体制を構築しているものと考えております。また、社外取締役が監査等委員と内部監査室より報告を受けることで、十分な監督体制を構築しているものと考えております。

なお、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準について、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加え、自社加重基準として、当社から年間1,000万円以上の報酬を過去5年以内に支給を受けた会計専門家、法律専門家、経営コンサルタント等ではないこと、当社より5,000万円以上の金員の貸付を受けている会社・団体の役員ではないこと、当社より年間500万円以上の寄附金を得ている団体の役員ではないこととしております。

社外取締役による当社株式の保有は「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員会を通じて常勤の監査等委員と連携を図っております。また、監査等委員である社外取締役及び常勤の監査等委員は、会計監査人との関係では定期的に意見交換を行うことで、内部監査室との関係では監査連絡会を月1回開催することで、相互の連携を図っており、監査等委員でない社外取締役とは取締役会以外にも意見交換の場を設けることにより連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 組織・人員

当監査役会は社内出身の常勤監査役1名と非常勤の社外監査役2名で構成しております。社外監査役2名は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。常勤監査役の戸田幸子は、当社に入社以来、管理部門担当役員及び内部監査室長として職務に携わり、豊富な経験と見識を有しております。社外監査役の三縄昭男は公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役の中村眞一は弁護士として培われた専門的な知識と豊富な経験を有しております。

b. 監査役会の開催頻度、出席状況

当監査役会は常勤監査役を議長に選定し、毎月1回定例監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。当事業年度は21回の監査役会を開催し、戸田常勤監査役及び三縄社外監査役は21回、中村社外監査役は19回出席しました。当事業年度における監査役会の決議事項は40件、報告事項は48件であります。

c. 監査役会における検討事項

監査役会における主な検討事項は次のとおりであります。

- ・ 監査方針、監査計画、各監査役の業務分担の決定
- ・ 当事業年度の重点監査項目
 - イ. 医療行政の動向を踏まえ利益率改善に向けた施策の執行状況
 - ロ. 働き方改革関連法への取組み状況
 - ハ. 営業社員の労働時間及び職場環境改善への取組み状況
- 二. 事務作業の効率化による生産性の向上への取組み状況
- ・ 内部統制システムの構築・運用状況
 - イ. コンプライアンス推進態勢の状況
 - ロ. リスク管理態勢の状況
 - ハ. 財務報告の信頼性に係わる内部統制上の重要課題への対応状況（固定資産の減損プロセス及び循環棚卸プロセス）
- ・ 会計監査人の監査の相当性

d. 常勤監査役及び社外監査役の活動状況

監査役全員による代表取締役との定期的な会合を開催し、経営方針を確かめるとともにコーポレート・ガバナンスを含む経営全般の課題や監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めています。当事業年度は4回実施いたしました。また、その他の取締役及び執行役員とは各々1回、経営方針及び経営課題への対応状況等について意見を交換いたしました。

会計監査人と定期的に監査計画、四半期レビュー結果及び監査結果について報告を受け、意見交換を行うことで連携しており、当事業年度は10回の意見交換の場を設けました。また、内部監査室とは原則として月に1回監査連絡会を開催し、内部監査計画、内部監査結果及び財務報告に係わる内部統制の評価結果について報告を受け、監査役はその報告を通じて問題点・指摘事項を共有し監査役監査に活かしております。監査役、会計監査人及び内部監査室が相互に連携し、実効的かつ効率的な監査が実施できるよう努めております。

常勤監査役は、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会等の重要会議にオブザーバーとして出席し、経営課題や経営リスクへの取組み状況を確認するほか、重要な決裁書類の閲覧（稟議書、寄付申請書）や営業所の往査等を行い、その結果を監査役会に報告し、社外監査役と共有しています。また、内部監査室と日常的に情報を交換し重要課題を共有しています。

社外監査役は、会計や法律の専門家としての経験や見識に基づき、独立的・中立的な視点で取締役会及び監査役会へ必要な助言や意見を述べております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、社長直轄の内部監査室が所管し、室員2名で構成されております。

内部監査室は期初に年度計画や監査重点項目を作成し、会長及び社長の承認を得たうえで取締役会に報告しております。監査の結果は、直ちに会長、社長及び常勤監査役に報告され、問題点・指摘事項は毎月経営会議にて情報を共有し、改善活動に活かしております。内部監査の結果やフォローアップ監査の結果は、年に2回取締役会に報告しております。また、内部監査室は財務報告に係わる内部統制の有効性の評価を行っており、その評価結果は取締役会及び監査役会に報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

11年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 矢崎 弘直 (継続監査年数 2年)

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 飯田 昌泰 (継続監査年数 4年)

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 8名

会計士試験合格者等 3名

その他 11名

e. 監査法人の選定方針と理由

当監査役会では、新たな会計監査人の選定に際し、財務経理部門から必要な資料を入手するとともに、日本監査役協会から公表されている指針を参考に策定した「会計監査人の選定基準」に基づき、監査法人の概要及び品質管理体制、独立性及び専門性、監査の実施体制、監査報酬の内容・水準等を確認し、慎重に検討することとしています。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当監査役会は、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、取締役、財務経理部門及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討しています。日本監査役協会から公表されている指針を参考に策定した「会計監査人の評価基準」に基づき、監査法人の品質管理体制、監査チーム体制（独立性、専門性、監査計画）、監査報酬の内容・水準等の観点から総合的に評価しています。その結果、現任の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は独立の立場を保持し、提供されている監査品質は求められる一定水準にあるものと判断し、再任を決定いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
27,500	3,000	27,500	-

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用に関するアドバイザー業務になります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（アーンスト・アンド・ヤング）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等の独立性を損なわない体系を保持することを前提として、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案して、適切に決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当監査役会では、会計監査人から監査計画及び報酬見積りの算出根拠について説明を受けるとともに、財務経理部門から監査報酬の内容・水準等について検討資料を入手し報告聴取いたしました。監査役会は、会計監査人及び財務経理部門からの報告聴取を踏まえ、提示された会計監査人の監査計画に基づき、監査項目別監査時間、監査報酬の推移、及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。）と決議されております。なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名以内と定款で定めております。

当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の報酬は、職責に応じた役位ごとの固定報酬（60%）、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動報酬（20%）及び中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるための株式報酬（20%）の構成とされております。

固定報酬は職責に応じて役位ごとに決定されることとしており、業績連動報酬（賞与）は、短期のインセンティブ報酬として、事業年度ごとの会社業績や取締役の個別業績評価等に基づき変動する業績連動金銭報酬として決定されることとしております。株式報酬は、中長期的なインセンティブ報酬として、株主の皆様と利害共有を図り、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度によるものとして決定されることとしております。株式報酬の報酬枠は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額80,000千円以内かつ80千株以内（ただし、使用人兼務取締役の場合、使用人部分を含まない。）と決議されております。

なお、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督するという役割に鑑みて、固定報酬のみとしております。

当社監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。なお、当社の監査等委員である取締役の員数は5名以内と定款で定めております。

当社監査等委員である取締役（常勤）の報酬等は、客観的立場から当社経営を監督・監査する役割等に鑑みて、固定報酬のみの構成としております。

また、監査等委員である社外取締役の報酬等は、客観的かつ独立した立場から当社の経営を監督・監査するという役割に鑑みて、固定報酬のみとしております。

取締役の具体的な報酬額は、株主総会でご承認いただいた報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議を通じ、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績評価、KPI（営業利益、売上高営業利益率、自己資本利益率、1株当たり利益）達成度に基づき決定いたします。指名・報酬諮問委員会は取締役会が選定する3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

なお、当社は、2020年6月24日付をもって役員退職慰労金制度を廃止し、2020年6月24日開催の第34期定時株主総会において業務執行取締役5名、社外取締役2名、及び監査等委員である取締役2名対し、本制度廃止の日までの在任期間に対する退職慰労金を打ち切り支給する旨決議されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職 慰労金等	
取締役 (社外取締役を除く。)	140,462	136,479	-	3,983	6
監査役 (社外監査役を除く。)	14,454	14,004	-	450	1
社外役員	23,084	22,134	-	950	4

(注) 当社は、2020年6月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
 該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものとし、純投資以外の目的とは株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的としていないものと区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、株主総会への出席など、企業研究等に資するため、取引先企業に限定し株式を必要最小限保有することを基本方針としております。毎年年度末に保有する株式について業務提携、取引の維持・強化等保有の合理性を取締役に検討し、保有継続の是非を確認しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	997

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
日本ライフライン(株)	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	企業研究	無
	-	400		
ウイン・パートナーズ(株)	株式数(株)	株式数(株)	企業研究	無
	-	200		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
	-	252		

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適正に把握し、また会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しているほか、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人主催のセミナーを始め、外部専門機関等が主催するセミナーへも適時参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,298,179	5,232,708
受取手形	223,186	111,837
電子記録債権	2 1,296,824	1,558,159
売掛金	8,704,271	9,820,415
商品	1,382,009	1,793,332
前払費用	62,217	78,974
その他	246,179	237,654
貸倒引当金	1,300	1,400
流動資産合計	17,211,568	18,831,681
固定資産		
有形固定資産		
建物	141,116	126,305
減価償却累計額	74,383	75,451
建物(純額)	66,732	50,853
車両運搬具	10,413	47,231
減価償却累計額	10,376	7,845
車両運搬具(純額)	36	39,386
工具、器具及び備品	1,384,173	1,641,458
減価償却累計額	717,399	871,002
工具、器具及び備品(純額)	666,774	770,455
土地	55,000	55,000
有形固定資産合計	788,543	915,695
無形固定資産		
ソフトウェア	44,206	24,381
無形固定資産合計	44,206	24,381
投資その他の資産		
投資有価証券	983	-
出資金	130	130
長期貸付金	33,000	21,000
破産更生債権等	-	2,216
長期前払費用	17,646	19,896
差入保証金	251,764	253,502
繰延税金資産	290,600	300,900
貸倒引当金	-	2,216
投資その他の資産合計	594,125	595,428
固定資産合計	1,426,875	1,535,505
資産合計	18,638,443	20,367,187

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	9,807,078	11,588,271
1年内返済予定の長期借入金	55,799	29,527
未払金	198,613	216,299
未払費用	56,033	68,117
未払法人税等	308,000	99,000
未払消費税等	19,486	93,070
前受金	11,883	16,736
預り金	7,375	16,306
賞与引当金	222,354	246,630
流動負債合計	10,686,624	12,373,959
固定負債		
長期借入金	31,205	1,678
退職給付引当金	325,077	354,195
役員退職慰労引当金	125,381	68,577
資産除去債務	1,694	1,728
その他	6,500	500
固定負債合計	489,858	426,678
負債合計	11,176,482	12,800,638
純資産の部		
株主資本		
資本金	344,457	344,457
資本剰余金		
資本準備金	314,730	314,730
資本剰余金合計	314,730	314,730
利益剰余金		
利益準備金	4,710	4,710
その他利益剰余金		
別途積立金	250,000	250,000
繰越利益剰余金	7,171,831	7,704,003
利益剰余金合計	7,426,541	7,958,713
自己株式	624,425	1,056,197
株主資本合計	7,461,304	7,561,704
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	656	-
評価・換算差額等合計	656	-
新株予約権	-	4,845
純資産合計	7,461,960	7,566,549
負債純資産合計	18,638,443	20,367,187

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	40,380,089	44,653,770
売上原価		
商品期首たな卸高	1,135,048	1,382,009
当期商品仕入高	35,224,266	39,528,492
合計	36,359,315	40,910,502
他勘定振替高	1 128,498	1 1,890
商品期末たな卸高	2 1,382,009	2 1,793,332
商品売上原価	34,848,806	39,119,061
売上総利益	5,531,283	5,534,709
販売費及び一般管理費	3, 4 4,294,070	3, 4 4,418,928
営業利益	1,237,212	1,115,780
営業外収益		
受取利息	481	310
受取配当金	21	21
受取保険金	78,143	7,368
為替差益	14,612	207
デリバティブ評価益	300	-
その他	1,277	2,349
営業外収益合計	94,836	10,256
営業外費用		
支払利息	380	212
貸倒引当金繰入額	-	2,216
営業外費用合計	380	2,428
経常利益	1,331,668	1,123,608
特別利益		
固定資産売却益	-	5 925
投資有価証券売却益	21,739	959
特別利益合計	21,739	1,885
特別損失		
固定資産除却損	6 5,339	6 1,500
減損損失	-	7 27,080
特別損失合計	5,339	28,580
税引前当期純利益	1,348,069	1,096,912
法人税、住民税及び事業税	434,918	314,894
法人税等調整額	61,029	10,010
法人税等合計	373,888	304,884
当期純利益	974,181	792,028

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	344,457	314,730	314,730	4,710	250,000	6,457,032	6,711,742
当期変動額							
剰余金の配当						259,381	259,381
当期純利益						974,181	974,181
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	714,799	714,799
当期末残高	344,457	314,730	314,730	4,710	250,000	7,171,831	7,426,541

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	618	7,370,312	1,042	1,042	7,371,354
当期変動額					
剰余金の配当		259,381			259,381
当期純利益		974,181			974,181
自己株式の取得	623,806	623,806			623,806
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			386	386	386
当期変動額合計	623,806	90,992	386	386	90,606
当期末残高	624,425	7,461,304	656	656	7,461,960

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	344,457	314,730	314,730	4,710	250,000	7,171,831	7,426,541
当期変動額							
剰余金の配当						259,857	259,857
当期純利益						792,028	792,028
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	532,171	532,171
当期末残高	344,457	314,730	314,730	4,710	250,000	7,704,003	7,958,713

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	624,425	7,461,304	656	656	-	7,461,960
当期変動額						
剰余金の配当		259,857				259,857
当期純利益		792,028				792,028
自己株式の取得	431,771	431,771				431,771
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			656	656	4,845	4,188
当期変動額合計	431,771	100,399	656	656	4,845	104,588
当期末残高	1,056,197	7,561,704	-	-	4,845	7,566,549

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,348,069	1,096,912
減価償却費	220,352	282,904
減損損失	-	27,080
株式報酬費用	-	4,845
デリバティブ評価損益(は益)	300	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	200	2,316
退職給付引当金の増減額(は減少)	99,702	29,117
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	33,271	56,804
賞与引当金の増減額(は減少)	27,964	24,276
受取利息及び受取配当金	503	332
支払利息	380	212
為替差損益(は益)	17,784	1,741
投資有価証券売却損益(は益)	21,739	959
有形固定資産売却損益(は益)	-	925
有形固定資産除却損	5,339	1,461
無形固定資産除却損	-	38
売上債権の増減額(は増加)	1,145,681	1,266,131
たな卸資産の増減額(は増加)	444,804	466,555
仕入債務の増減額(は減少)	713,334	1,781,192
その他	173,653	101,503
小計	644,146	1,561,895
利息及び配当金の受取額	472	262
利息の支払額	367	194
法人税等の支払額	353,978	516,570
営業活動によるキャッシュ・フロー	290,272	1,045,392
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	172,806	367,956
有形固定資産の売却による収入	-	1,088
無形固定資産の取得による支出	1,445	6,583
投資有価証券の売却による収入	21,739	997
差入保証金の差入による支出	21,346	4,886
差入保証金の回収による収入	12,901	3,042
貸付けによる支出	50,000	-
貸付金の回収による収入	5,000	12,000
その他	10,741	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	195,215	362,299
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	30,000	-
長期借入金の返済による支出	56,632	55,799
自己株式の取得による支出	623,806	431,771
配当金の支払額	259,247	259,251
財務活動によるキャッシュ・フロー	909,686	746,822
現金及び現金同等物に係る換算差額	17,784	1,741
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	796,845	65,471
現金及び現金同等物の期首残高	6,095,024	5,298,179
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,298,179	1 5,232,708

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、一部商品に関しては個別法による原価法を適用しております。

(いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額は法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却しております。

なお、償却期間については、法人税法に定めるものと同一の基準によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、従業員への賞与支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員(執行役員含む)の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わず、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

財務諸表に与える影響は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1)概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2)適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年4月7日に政府より緊急事態宣言が発出され、同5月25日には全面解除となりました。

当社は、緊急事態宣言の発令期間中も感染防止対策を講じた上で営業活動を続けてきましたが、主として外出自粛要請に伴う患者の医療施設への来院数減少、及び日本循環器学会などから待機的な治療など緊急性が低い治療については可能な限り延期するよう要請する旨の通達が出たことに伴い、当社が医療機器を供給する症例数が一時的に減少していることにより、当社の足元の売上に影響を与えております。

当該感染拡大による影響については、緊急事態宣言解除後の2020年6月以降収束に向かい、2020年9月まで影響が継続するものと仮定し、当該仮定に基づき固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施しております。

なお、2020年5月22日に日本不整脈心電学会のCOVID-19対策ワーキンググループから、不整脈手技における新型コロナウイルス感染症対策に関する提言として、「地域の感染状況」、「疾患の重症度によるトリアージ」、「医療資材の充足度」を施設ごとに総合的に判断し、待機的な不整脈手技を再開する指針が公表されております。

(貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	614,358千円	462,447千円

2 期末日満期電子記録債権

期末日満期電子記録債権の会計処理については、決済日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期電子記録債権が前事業年度の期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
電子記録債権	53,007千円	- 千円

(損益計算書関係)

1 他勘定振替高

他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

商品売上原価

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
見本費	5,674千円	9,946千円
修繕費	4,691	3,461
工具、器具及び備品	195,938	95,493
減価償却費	77,805	110,791
計	128,498	1,890

2 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、売上原価に含まれるたな卸資産に関する評価減額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	25,532千円	16,289千円

3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度12%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88%、当事業年度89%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給与手当	1,432,500千円	1,487,560千円
賞与及び賞与引当金繰入額	456,198	538,284
役員退職慰労引当金繰入額	37,146	7,466
退職給付費用	137,894	72,776
減価償却費	133,299	170,033

4 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	94,134千円	158,230千円

5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
車両運搬具	- 千円	648千円
工具、器具及び備品	-	277
計	-	925

6 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物附属設備	5,094千円	1,074千円
工具、器具及び備品	244	387
ソフトウェア	-	38
計	5,339	1,500

7 減損損失

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当事業年度において、当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
大阪府大阪市他	事業用資産	建物、工具、器具及び備品
福岡県久留米市他	事業用資産	建物、工具、器具及び備品

当社は、原則として、事業用資産については営業部を基準としてグルーピングを行っております。

営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる営業部の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失27,080千円として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物8,331千円、工具、器具及び備品18,749千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、売却又は転用が困難な資産はゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,280,000	-	-	11,280,000
自己株式				
普通株式	2,540	450,081	-	452,621

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加450,081株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加450,000株、単元未満株式の買取りによる増加81株であります。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月15日 取締役会	普通株式	259,381	23	2018年3月31日	2018年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	259,857	利益剰余金	24	2019年3月31日	2019年6月5日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	11,280,000	-	-	11,280,000
自己株式				
普通株式	452,621	550,023	-	1,002,644

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加550,023株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加550,000株、単元未満株式の買取りによる増加23株であります。

2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	4,845
合計		-	-	-	-	-	4,845

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	259,857	24	2019年3月31日	2019年6月5日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	246,656	利益剰余金	24	2020年3月31日	2020年6月3日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	5,298,179千円	5,232,708千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	5,298,179	5,232,708

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び電子記録債権並びに売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であり、これらの債務は決済時における流動性リスクに晒されております。また、買掛金の一部には商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は主に営業取引に係る運転資金であり、返済日は決算日後、最長で1年2か月となっております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品のリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間毎に把握する体制としています。

長期貸付金については、貸付先の財務状況を定期的に確認し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、信用度の高い金融機関を相手方とすることを原則としているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、四半期毎に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内管理規程に従い、担当部署が決裁担当者もしくは取締役会の承認を得て行っております。なお、担当取締役は、大幅な状況の変化があった際に、取締役会に報告することとしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの及び重要性の乏しいものについては、次表には含めておりません（(注)2をご参照下さい。）。

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,298,179	5,298,179	-
(2) 受取手形 貸倒引当金(2)	223,186 20		
	223,166	223,166	-
(3) 電子記録債権 貸倒引当金(3)	1,296,824 160		
	1,296,664	1,296,664	-
(4) 売掛金 貸倒引当金(4)	8,704,271 1,120		
	8,703,151	8,703,151	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	983	983	-
(6) 長期貸付金(5)	45,000	45,251	251
(7) 買掛金	(9,807,078)	(9,807,078)	-
(8) 未払金	(198,613)	(198,613)	-
(9) 未払法人税等	(308,000)	(308,000)	-
(10) 長期借入金(6)	(87,004)	(87,104)	100

- (1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
 (2) 受取手形に係る貸倒引当金を控除しております。
 (3) 電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。
 (4) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
 (5) 長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含めて表示しております。
 (6) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,232,708	5,232,708	-
(2) 受取手形 貸倒引当金(2)	111,837 10		
	111,827	111,827	-
(3) 電子記録債権 貸倒引当金(3)	1,558,159 200		
	1,557,959	1,557,959	-
(4) 売掛金 貸倒引当金(4)	9,820,415 1,190		
	9,819,225	9,819,225	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	-	-	-
(6) 長期貸付金(5)	33,000	33,119	119
(7) 買掛金	(11,588,271)	(11,588,271)	-
(8) 未払金	(216,299)	(216,299)	-
(9) 未払法人税等	(99,000)	(99,000)	-
(10) 長期借入金(6)	(31,205)	(31,201)	3

- (1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。
 (2) 受取手形に係る貸倒引当金を控除しております。
 (3) 電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。
 (4) 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
 (5) 長期貸付金には1年内回収予定の長期貸付金を含めて表示しております。
 (6) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

その他有価証券の時価については、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

- (6) 長期貸付金

長期貸付金は、全て固定金利であり、元利金の合計額を、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (7) 買掛金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (10) 長期借入金

長期借入金は、全て固定金利であり、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
差入保証金	251,764	253,502

差入保証金については、将来のキャッシュ・フローがいつ発生するのかについての見積もりが困難であり、また、過去の実績から返還予定時期等により見積もることも困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,298,179	-	-	-
受取手形	223,186	-	-	-
電子記録債権	1,296,824	-	-	-
売掛金	8,704,271	-	-	-
長期貸付金	12,000	33,000	-	-
合計	15,534,460	33,000	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,232,708	-	-	-
受取手形	111,837	-	-	-
電子記録債権	1,558,159	-	-	-
売掛金	9,820,415	-	-	-
長期貸付金	12,000	21,000	-	-
合計	16,735,120	21,000	-	-

(注) 4 (9) 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。また、決算日後の返済予定額については、以下のとおりであります。

前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	55,799	29,527	1,678	-	-	-

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	29,527	1,678	-	-	-	-

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	983	37	945
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	983	37	945
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	983	37	945

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

2 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	997	959	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	997	959	-

3 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2019年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度(2020年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として退職一時金制度、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

当社は、退職給付債務の計算方法について、従来まで簡便法によっておりましたが、当事業年度の期首に対象従業員が300人を超えたため、前事業年度末より原則法に変更しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	- 千円	325,077千円
勤務費用	-	43,581
利息費用	-	1,032
数理計算上の差異の発生額	-	-
退職給付の支払額	-	25,517
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	244,770	-
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	80,306	-
その他	-	10,020
退職給付債務の期末残高	325,077	354,195

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職引当金の期首残高	225,374千円	- 千円
退職給付費用	36,844	-
退職給付の支払額	17,448	-
簡便法から原則法への変更に伴う影響額	244,770	-
退職給付引当金の期末残高	-	-

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	- 千円	- 千円
年金資産	-	-
非積立型制度の退職給付債務	325,077	354,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	325,077	354,195
退職給付引当金	325,077	354,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	325,077	354,195

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	- 千円	43,581千円
利息費用	-	1,032
数理計算上の差異の費用処理額	-	-
簡便法で計算した退職給付費用	38,467	-
簡便法から原則法への変更に伴う影響額	80,306	-
その他	-	10,102
確定給付制度に係る退職給付費用	118,774	54,716

(5) 数値計算上の計算基礎に関する事項

主要な数値計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.34%	0.47%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において19,120千円、当事業年度において18,060千円であり、退職給付費用に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	-	4,845

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 74名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 155,100株
付与日	2019年8月1日
権利確定条件	付与日(2019年8月1日)以降、権利確定日(2021年7月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自 2019年8月1日 至 2021年7月31日
権利行使期間	自 2021年8月1日 至 2023年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	-
付与	155,100
失効	2,100
権利確定	-
未確定残	153,000
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

		第6回ストック・オプション
権利行使価格	(円)	839
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正な評価単価	(円)	95

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与された第6回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

		第6回ストック・オプション
株価変動性(注)1		26.85%
予想残存期間(注)2		3年
予想配当(注)3		24.00円/株
無リスク利率(注)4		0.214%

(注)1. 3年間(2016年7月31日から2019年8月1日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2019年3月期の配当実績によっております。

4. 評価基準日における償還年月日2022年6月20日の長期国債323の国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	68,084千円	75,518千円
未払事業税	16,400	9,920
たな卸資産評価損	28,622	33,419
未払費用	10,153	11,992
退職給付引当金	99,538	108,454
役員退職慰労引当金	38,391	20,998
未収入金	21,469	21,469
その他	8,338	19,226
繰延税金資産合計	291,000	301,000
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	289	-
その他	110	100
繰延税金負債合計	400	100
繰延税金資産の純額	290,600	300,900

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.7
住民税均等割	0.5	0.6
税額控除	3.3	4.1
その他	0.7	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.7	27.8

(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社は、営業所等の一部において不動産賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から18年、割引率は1.36%から2.14%を採用しております。

八 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	1,661千円	1,694千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	32千円	33千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	1,694千円	1,728千円

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社の事業は、商品分類に応じて「不整脈事業」、「虚血事業」、「その他」に区分されますが、主力事業である「不整脈事業」は販売代理店業を、「虚血事業」は国内総代理店業及び販売代理店業を営んでおり、事業毎に包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

そのような状況から、当社は「不整脈事業」及び「虚血事業」の2つを報告セグメントとしております。

「不整脈事業」は、心臓ペースメーカ、ICD(植込み型除細動器)、電極カテーテル、アブレーション(心筋焼灼術)カテーテル等を販売しております。「虚血事業」は、国内総代理店業として「エキシマレーザ血管形成システム」等を販売しており、販売代理店業として冠動脈ステント等を販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、売上総利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計 (注)2
	不整脈事業	虚血事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	35,397,759	3,647,628	39,045,387	1,334,701	40,380,089
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	35,397,759	3,647,628	39,045,387	1,334,701	40,380,089
セグメント利益	4,260,381	1,084,997	5,345,379	185,903	5,531,283

- (注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、脳外科、一般外科、消化器等の商品を販売しております。
- 2 セグメント利益の合計額は、損益計算書の売上総利益と一致しております。
- 3 セグメント資産、負債その他の項目の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計 (注)2
	不整脈事業	虚血事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	38,748,516	3,983,473	42,731,990	1,921,779	44,653,770
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	38,748,516	3,983,473	42,731,990	1,921,779	44,653,770
セグメント利益	4,392,207	859,973	5,252,181	282,527	5,534,709

- (注)1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、脳外科、一般外科、消化器等の商品を販売しております。
- 2 セグメント利益の合計額は、損益計算書の売上総利益と一致しております。
- 3 セグメント資産、負債その他の項目の金額は経営資源の配分の決定及び業績を評価するための定期的な検討の対象となっていないため、記載しておりません。

【関連情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
エム・シー・ヘルスケア株式会社	4,184,353	不整脈事業

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
エム・シー・ヘルスケア株式会社	5,067,144	不整脈事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	不整脈事業	虚血事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	27,080	-	-	-	27,080

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主 (注)1	若林 誠	-	-	当社代表取締役会長	(被所有) 直接 11.47	当社代表取締役会長	自己株式の 取得 (注)2	623,700	-	-

(注) 1. 若林誠は2019年1月5日逝去のため、同日をもって代表取締役会長を退任し、主要株主となっております。

2. 取得及び取引条件の決定方針等

自己株式の取得については2018年8月28日開催の取締役会決議に基づき、2018年8月29日に自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は取引前日である2018年8月28日の終値によるものです。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1株当たり純資産額	689円18銭	1株当たり純資産額	735円76銭
1株当たり当期純利益	88円46銭	1株当たり当期純利益	75円56銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 (2019年3月31日)	当事業年度末 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	7,461,960	7,566,549
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	4,845
(うち新株予約権(千円))	-	(4,845)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	7,461,960	7,561,704
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	10,827,379	10,277,356

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	974,181	792,028
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	974,181	792,028
期中平均株式数(株)	11,012,316	10,481,747
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第6回新株予約権 新株予約権の数 1,530個 (普通株式 153,000株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	141,116	5,310	20,121 (8,530)	126,305	75,451	11,584	50,853
車両運搬具	10,413	45,391	8,573	47,231	7,845	6,041	39,386
工具、器具及び備品	1,384,173	400,242 (95,493)	142,957 (18,549)	1,641,458	871,002	238,586	770,455
土地	55,000	-	-	55,000	-	-	55,000
有形固定資産計	1,590,703	450,944 (95,493)	171,652 (27,080)	1,869,995	954,299	256,212	915,695
無形固定資産							
ソフトウェア	291,335	5,113	770	295,679	271,297	24,899	24,381
無形固定資産計	291,335	5,113	770	295,679	271,297	24,899	24,381
長期前払費用	19,896	11,947	9,698	22,146	2,250	-	19,896

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりであります。

工具、器具及び備品	レンタル用機器	208,577千円
	営業用デモ・バックアップ機	135,340千円

2 当期増加額欄の()内は内書きで、他勘定からの振替額であります。

3 当期減少額欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	55,799	29,527	0.36	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	31,205	1,678	0.35	2021年5月
合計	87,004	31,205	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,678	-	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金(流動)	1,300	1,400	-	1,300	1,400
貸倒引当金(固定)	-	2,216	-	-	2,216
賞与引当金	222,354	246,630	222,354	-	246,630
役員退職慰労引当金	125,381	7,466	64,271	-	68,577

(注) 貸倒引当金(流動)の当期減少額(その他)欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	363
預金	
当座預金	4,378,664
普通預金	553,050
定期預金	300,000
別段預金	629
預金計	5,232,345
合計	5,232,708

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社ダテ・メディカルサービス	69,194
株式会社ジェイ・エム・エス	29,063
株式会社メディテイク	4,939
株式会社エムアイディ	4,488
株式会社フォーム	2,295
その他	1,856
合計	111,837

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年4月	22
5月	344
6月	111,470
7月	-
8月	-
9月	-
合計	111,837

電子記録債権
相手先別内訳

相手先	金額(千円)
協和医科器械株式会社	241,097
株式会社ムトウ	174,448
望星サイエンス株式会社	149,961
ソルブ株式会社	136,704
ユフ精器株式会社	111,135
その他	744,811
合計	1,558,159

期日別内訳

期日別	金額(千円)
2020年4月	622,252
5月	577,523
6月	351,926
7月	4,623
8月	932
9月	900
合計	1,558,159

売掛金
 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
エム・シー・ヘルスケア株式会社	1,326,963
アルフレッサメディカルサービス株式会社	409,408
株式会社ファインディア	392,555
株式会社ジェイ・シー・ティ	331,659
株式会社エヌエイチエス静岡	310,556
その他	7,049,271
合計	9,820,415

売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
8,704,271	48,687,849	47,571,705	9,820,415	82.9	69.6

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

商品

品目	金額(千円)
不整脈関連商品	1,034,258
虚血関連商品	729,277
その他	29,796
合計	1,793,332

流動負債
 買掛金

相手先	金額(千円)
日本メドトロニック株式会社	2,128,358
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	2,077,942
アボットメディカルジャパン合同会社	1,686,053
日本ライフライン株式会社	1,628,229
ボストン・サイエンティフィックジャパン株式会社	606,461
その他	3,461,226
合計	11,588,271

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	10,864,891	22,121,271	33,505,340	44,653,770
税引前四半期(当期)純利益(千円)	157,655	454,030	794,472	1,096,912
四半期(当期)純利益(千円)	106,647	314,032	547,472	792,028
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	9.85	29.39	51.90	75.56

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	9.85	19.66	22.71	23.80

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行います。やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.dvx.jp
株主に対する特典	毎年3月31日現在の当社株主名簿に記載又は記録された株主に対する特典として、以下の基準にてクオカードを贈呈いたします。 (1) 100株以上200株未満保有の株主 1,000円相当のクオカード (2) 200株以上保有の株主 2,000円相当のクオカード

(注) 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第33期） （自 2018年4月1日 2019年6月27日 関東財務局長に提出
至 2019年3月31日）

(2) 内部統制報告書及びその添付書類 2019年6月27日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第34期第1四半期） （自 2019年4月1日 2019年8月14日 関東財務局長に提出
至 2019年6月30日）

（第34期第2四半期） （自 2019年7月1日 2019年11月14日 関東財務局長に提出
至 2019年9月30日）

（第34期第3四半期） （自 2019年10月1日 2020年2月14日 関東財務局長に提出
至 2019年12月31日）

(4) 臨時報告書

2019年6月27日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2019年7月16日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（第6回新株予約権）に基づく臨時報告書であります。

2019年8月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2019年7月31日関東財務局長に提出

2019年7月16日提出の臨時報告書（第6回新株予約権）に係る訂正報告書であります。

2019年8月1日関東財務局長に提出

2019年7月16日提出の臨時報告書（第6回新株予約権）に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間 （自 2019年8月1日 2019年9月13日 関東財務局長に提出
至 2019年8月31日）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

ディービーエックス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 矢崎 弘直
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているディービーエックス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ディービーエックス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の開示すべき重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ディーブイエックス株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ディーブイエックス株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。